

平成24年3月26日

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し内容について

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示につきまして、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、1月19日付「業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し方針について」（名証自規G第3号）でお示しした方針に基づいて、具体的な実務上の取扱いの見直し内容を取り纏めましたので、ご案内いたします。見直し後の取扱いは本年3月期決算に係る決算発表からの適用を想定しております（前倒しの適用を妨げるものではございません。）。

今般の見直しを反映した「決算短信（サマリー情報）」の新様式については、本年3月26日から、「四半期決算短信（サマリー情報）」の新様式については、本年6月下旬からTDnetシステムによるご作成が可能となります。

貴社適時開示実務担当者へのご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

【添付資料について】

1. 業績予想開示に関する実務上の取扱いについて

別紙 決算短信（サマリー情報）【所定様式】

※「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成21年12月4日、企業会計基準委員会）の適用に伴う対応も併せて行っております。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ（上場監理担当）

TEL：052-262-3174

E-mail：syoken@nse.or.jp